平成27年度 社会福祉法人常陸太田市社会福祉協議会 事業計画

自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日

一運営方針—

今日,少子高齢社会の進行や人口減少を背景に,地域社会を取り巻く環境や家族の形態も変化し,支援を必要とする方々の生活課題,福祉課題が多様化しています。

このような中、団魂の世代が高齢者となり高齢者人口が増加することから、介護保険制度が 大幅に改正され、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、医療・介護・ 予防・住まい・生活支援サービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築、また、 住民が互いに思いやり、共に支え、助け合う地域福祉の推進が求められています。

そこで、常陸太田市社会福祉協議会は、地域住民、関係機関、団体等との協働により「すべての人が安心して幸せに暮らせるまち」を基本理念に、社会福祉協議会支部との連携により地域に密着した福祉活動の推進、高齢者・障がい者等の自立支援、在宅生活を支える福祉サービス、福祉を担うボランティアの育成・活動支援等を継続的に取り組んでまいります。

また、地域福祉活動計画は策定して3年目を迎えるため、平成25年度からの進捗状況・評価を行うとともに、制度改正や状況の変化をふまえて中間見直しを行います。

一実施事業一

- 1. 法人運営
 - (1) 法人運営
 - ア 理事会・評議員会の開催
 - イ 監査の実施

年3回

- ウ 会員(一般会員, 賛助会員, 特別賛助会員)の加入促進
 - (ア) 主として4月から6月に募集
 - (イ) 説明会の開催
- エ 個人情報保護の徹底
- 2. たすけあい ささえあえる地域をつくる事業
 - (1) 支部事業の支援【重点事業】
 - ア 支部長会議の開催(年2回)
 - イ 支部懇談会の開催(地区ごとに年1回)
 - ウ 支部との連絡調整
 - (2) 支部事業の車両支援

ふれあい事業・交流事業等の参加者送迎のため、マイクロバス・ワゴン車の借上げ

(3) 福祉バザーの実施

ア 常陸太田・金砂郷・里美地区で開催

- イ 運営委員会の開催 (実施地区)
- (4) ボランティアの育成・活動支援【重点事業】
 - ア ボランティア入門講座の開催
 - イ 登録ボランティア研修会の開催
 - ウ ボランティア団体に対する助成
- (5) 善意銀行の運営
 - ア 市民, 団体等から寄せられた善意金品の預託受付
 - イ 寄付者の意思に基づき、福祉事業や福祉施設等へ払出し
 - ウ 預託及び払出状況の広報
- (6) いきいき介護ヘルパー養成研修事業(市受託)

対象者:中学生以上

(7) 社会福祉大会の開催

平成28年2月(予定)

(8) 共同募金の推進

赤い羽根共同募金運動(一般募金・歳末たすけあい募金)への協力

(9) フリーマーケットの開催

第1日曜日(偶数月)

- (10) ふれあいサロンの拡充【重点事業】
 - ア 小地域でのサロン活動の拡充
 - イ サロン活動への支援
 - ウ サロンボランティア研修会の開催
- 3. 援護を必要とする人を見守り支援する事業
 - (1) 災害時への対応【重点事業】
 - ア 災害ボランティアの啓発・育成
 - イ 災害ボランティア研修会の開催
 - ウ 災害時介助員の派遣(市との協定)
 - (2) 歳末たすけあい事業
 - ア 支援を必要とする方への事業

おせち料理等配布事業, ふれあい訪問事業, 住宅環境整備サービス事業 (室内清掃), 在宅介護者湯ラックス事業, ひとり親・両親のいない家庭支援事業, 歳末見舞金事業

イ ふれあい交流事業

ボランティアまつり, 福祉団体が実施する交流事業

(3) 日常生活用具の貸出(介護用品)

車イス,ベッド等

(4) ふれあい型食事サービス事業(市受託)

対象者:65歳以上のひとり暮らし高齢者及び障がい者

- ア 常陸太田地区:毎月2回(8月を除く)
- イ 金砂郷・水府・里美地区:毎月1回(7月,8月を除く)

ウ ボランティアによる手作り弁当を利用者宅へ届け交流

(5) 日常生活自立支援事業(県社協受託)

ア サービスの提供

対象者:認知症高齢者,知的障がい者,精神障がい者等 福祉サービスの利用手続き,日常的金銭管理,書類等の預かり

イ 専門員・生活支援員研修会の開催

- 4. やさしさや思いやりにあふれる担い手をつくる事業
 - (1) 認知症サポーター養成講座事業(市受託)【重点事業】

ア 講座の開催

対象:小・中学生,市民,企業・商店等

イ 講師役である認知症介護アドバイザーのスキルアップ研修

- (2) 中学・高校生福祉チャレンジセミナーの開催 車イス,アイマスク,手話,点字体験等
- (3) 児童生徒のボランティア活動の支援 小学校:13校,中学校:7校 福祉体験学習機材の貸出し
- (4) 福祉体験用器材の貸出 車イス,アイマスク,点字用品等
- (5) 教職員福祉セミナーの開催 車イス、アイマスク、手話、点字体験等
- 5. みんながつながるネットワークをつくる事業
 - (1) ボランティア・市民活動センターの運営

ア ボランティアの相談・登録

イ 要請に応じたボランティアとの連絡調整

ウ ボランティア活動保険加入促進

(2) ボランティアまつりの実施

ア 開催日:12月第1日曜日(予定)

イ 実行委員会の開催

ウ 市内高校JRC部合同企画打合せ会議の開催

- 6. さまざまな相談体制づくりをすすめる事業
 - (1) 地域ケアシステム推進事業(市受託)【重点事業】

対象者:ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯,障がい者等

ア 地域での見守り活動の推進

イ キーパーソン会議(地域での見守り活動に対する協議)の開催

ウ サービス調整会議の開催

エ サービス調整会議員研修会の開催

- (2) 心配ごと相談所(法律相談を含む)の運営(市受託)
 - ア 心配ごと相談所の開設

常陸太田地区:第1火曜日(毎月) 金砂郷地区:第2火曜日(奇数月) 水府地区:第3火曜日(奇数月) 里美地区:第4火曜日(偶数月)

イ 法律相談の実施

金砂郷・水府・里美地区:各地区2回(奇数月)

- ウ 相談員研修会の開催(年2回)
- (3) 生活福祉資金貸付事業(県社協受託)
 - ア総合支援資金

生活再建のための一時的に必要な資金

イ 福祉資金

日常生活のための一時的に必要な資金

ウ 教育支援資金

学校教育法に規定する高等学校,大学又は高専等の就学に必要な経費

工 不動產担保型生活資金

不動産を担保とした生活費

(4) 小口資金貸付事業

生活再建のための一時的なつなぎ資金

- (5) 福祉サービス苦情解決
 - ア 第三者委員会の開催
 - イ 苦情解決研修会への参加
 - ウ 苦情処理に関する周知
- 7. 高齢者がいきいきとすごせる環境をつくる事業
 - (1) 生き生きふれあい事業(市受託)

対象者:65歳以上の閉じこもりがちなひとり暮らしの高齢者 介護予防体操,創作活動,レクリエーション等

(2) 介護予防栄養改善事業(市受託)

対象者:主に65歳以上の高齢者

ア 栄養に関する出前講座や相談

イ 栄養改善が必要とされた65歳以上の高齢者に対する指導

(3)介護予防口腔機能向上事業(市受託)

対象者: 主に65歳以上の高齢者

ア 口腔に関する出前講話や相談

イ 口腔改善が必要とされた65歳以上の高齢者に対する指導

(4) 在宅介護者リフレッシュ事業(市受託)

対象者:自宅で高齢者を介護している方 介護での悩みや介護体験の情報交換,介護研修等(年4回)

(5) 軽度生活援助事業(市受託)

対象者:軽度の障がいがある概ね65歳以の高齢者

- ア 調理,洗濯,清掃等の日常生活の支援
- イ 支援を行う協力会員の確保
- ウ 協力会員の研修会の開催
- (6) 外出支援サービス (医療機関送迎) (市受託)

対象者:自力で交通機関を利用して通院が困難な概ね65歳以上の高齢者 金砂郷・水府・里美地区で実施

- ア 地区内の医療機関への通院送迎
- イ 運転を行う協力会員の確保
- (7) 地域包括支援センターの運営(市受託)【重点事業】
 - ア 高齢者に関する総合的な相談
 - イ 高齢者の権利擁護(虐待を含む)
 - ウ 介護予防ケアマネジメント
 - エ 福祉・医療関係機関、団体とのネットワークづくり
- (8) 在宅福祉サービスセンターの運営(市受託)
 - ア 日常生活のサービス提供

対象者: 高齢者や障がい者等 調理,洗濯,清掃,買い物等

- イ 支援を行う協力会員の確保
- ウ 協力会員の研修会の開催
- (9) 居宅介護支援事業所「まごころ」の運営

対象者:要支援・要介護認定者

- ア 介護支援専門員による介護相談及び介護サービスケアプラン作成
- イ 介護認定調査の実施(市区町村受託)
- (10) 訪問介護事業所「まごころ」の運営

対象者:要支援・要介護認定者

- ア ホームヘルパーによる身体介護,生活支援
- イ 日常生活に関する相談
- 8. 障がい者にやさしい環境をつくる事業
 - (1)多機能福祉サービス第一事業所の運営 生活介護,就労継続支援(非雇用型)

「つばさ」(稲木町)

「あゆむ」(大中町)

(2) 多機能福祉サービス第二事業所の運営

生活介護, 就労継続支援(非雇用型)

「くにみ」(増井町)

「ふれんず」(高柿町)

「虹の家」(町田町)

(3) 居宅介護事業所「まごころ」の運営 ホームヘルパーによる身体介護, 家事援助等

- (4) 障害者等移動支援事業(市受託) 買い物,余暇活動等の外出援助
- (5) 障害者等相談支援事業所の運営
 - ア 特定相談支援

対象者:身体・知的・精神障がい者, 難病等対象者

- イ 障害児相談支援
- ウ サービス利用計画の作成
- 9. 子どもが健やかに育つ環境をつくる事業
 - (1) 児童発達支援事業所「あいあい」の運営(多機能型) 児童発達支援,放課後等デイサービス,保育所等訪問支援
 - (2) ファミリー・サポート・センターの運営(市受託)
 - ア 一時的な保育、保育施設等への送迎等のサービス提供
 - イ 親子サロンの開催
 - ウ 支援を行う協力会員の確保
 - エ 協力会員の研修会の開催
 - (3) おもちゃ図書館の開設

対象者:子育て中や子どもの成長過程において何らかの不安を感じている方

- ア 第2土曜日 (毎月):総合福祉会館
 - 第3水曜日 (毎月):水府総合センター
- イ 総合福祉会館プレイルーム開放日の開設(月1回)
- ウ おもちゃの貸出し
- (4) 日常生活用具の貸出(遊具) 輪投げ,的当てゲーム等レクリエーション用具
- 10. 分かりやすく情報を提供する事業
 - (1) おおたの福祉の発行 年6回発行(奇数月)
 - (2)ホームページの運営 毎月更新
- 11. 地域福祉活動計画の見直し【重点事業】
 - (1)地域福祉活動計画策定委員会の設置及び開催平成25年度からの進捗状況・評価及び中間見直し